

全国健康保険協会競争参加資格停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、全国健康保険協会会計細則（平成21年細則第4号。以下「会計細則」という。）第26条第3項の規定に基づき、全国健康保険協会（以下「協会」という。）における契約事務の適正な運用を確保するため、会計細則第24条に規定する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）との間で協会が締結する売買、賃貸、請負その他の契約の競争の参加者の資格を停止する措置（以下「資格停止措置」という。）に関し必要な事項を定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(資格停止措置の手続き等)

第2条 会計細則第11条第1項に規定する契約責任者及び分任契約責任者（以下「契約責任者等」という。）は、有資格業者が会計細則第26条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、様式1「競争参加資格停止措置に係る意見書」（以下「意見書」という。）を理事長に提出するものとする。

(有資格業者に関する資格停止措置)

第3条 理事長は、契約責任者等から提出された意見書に係る有資格業者が会計細則第26条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表に従い、情状に応じて資格停止期間を定め、当該有資格業者について資格停止措置を行うものとする。

2 理事長は、前項の有資格業者が別表に掲げる資格停止措置要件のいずれにも該当しない場合であっても、理事長が特に必要と認めるときは、1月以上3年以内の期間を定め、当該有資格業者について資格停止措置を行うことができる。

3 契約責任者は、理事長が第1項又は前項の資格停止措置を行ったときは、遅滞なく、支部長に措置の内容を連絡するものとする。

4 契約責任者等は、資格停止期間中の有資格業者を競争に参加させてはならない。また、当該資格停止措置に係る有資格業者が、現に競争に参加しているときは、参加を取り消すものとする。

5 契約責任者等は、資格停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、競争性のない随意契約であって、当該有資格業者でなければ契約することができない等特別な事情があると理事長が認める場合は、随意契約の相手方とすることができる。

6 契約責任者等は、資格停止期間中の有資格業者が下請負人、完成保証人又は代理人となることを承認してはならない。

(下請負人に関する資格停止措置)

第4条 理事長は、有資格業者について資格停止措置を行う場合において、当該資格停止措置について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止措置を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する資格停止措置)

第5条 理事長は、共同企業体について資格停止措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該事案について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の資格停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止措置を併せて行うものとする。

2 理事長は、資格停止措置を受けた有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該資格停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止措置を行うものとする。

(資格停止措置の期間の特例)

第6条 有資格業者が1の事案により別表に掲げる資格停止措置要件の2以上に該当したときは、当該資格停止措置要件ごとに規定する資格停止期間の下限及び上限の最も長いものをもってそれぞれ資格停止期間の下限及び上限とする。

2 有資格業者が次のいずれかに該当することとなった場合における資格停止措置の期間の下限は、それぞれ別表に定める下限の2倍（当初の資格停止措置の期間が1月に満たないときは1.5倍、別表の11又は14の資格停止措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

(1) 別表の資格停止措置要件に係る資格停止措置の期間の満了後1年を経過するまでの間（資格停止措置の期間中を含む。）に、それぞれ別表の資格停止措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表の6から14までの資格停止措置要件に係る資格停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表の6から14までの資格停止措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 理事長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、前2項、次条第1号から第3号まで又は別表の規定による資格停止期間の下限未滿の期間を定める必要があるときは、資格停止期間を当該下限の2分の1まで短縮することができる。

4 理事長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、第1項及び別表の規定による上限を超える資格停止期間を定める必要があるときは、資格停止期間を当該上限の2倍（当該上限の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

5 理事長は、資格停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極

めて悪質な事由が明らかになったときは、別表、前各項及び次条に定める資格停止期間の範囲内で期間を変更することができる。この場合において、別表の 11 又は 14 に該当し、かつ、当初の資格停止措置期間が満了しているときは、当初の資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の資格停止期間を控除した期間をもって、新たに資格停止措置を行うことができる。

- 6 理事長は、資格停止措置の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について資格停止措置を解除するものとする。
- 7 契約責任者は、理事長が第 5 項の規定により資格停止期間を変更し、又は前項の規定により資格停止措置を解除したときは、遅滞なく、それぞれ支部長に連絡するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止措置の期間の特例)

第 7 条 理事長は、情状に応じて別表に定めるところにより資格停止措置を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次のいずれかに該当することとなった場合には、資格停止期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は協会の職員が談合があると疑うに足りる事案を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表の 9 又は 11 から 14 までに該当したときは、それぞれに定める下限の 2 倍（別表の 11 又は 14 に該当したときは、2.5 倍）の期間
- (2) 別表の 8 から 14 までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれに定める下限の 2 倍（別表の 11 又は 14 に該当する有資格業者にあつては、2.5 倍）の期間
- (3) 別表の 8 から 11 までに該当する有資格業者について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の適用があつたとき（前 2 号に掲げる場合を除く。）は、それぞれに定める下限の 2 倍（別表の 11 に該当する有資格業者にあつては、2.5 倍）の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表の 8 から 11 までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前 3 号の規定に該当することとなつた場合を除く。）は、それぞれに定める下限に 1 月（別表の 11 に該当する有資格業者にあつては、1.5 月）加算

した期間

- (5) 協会の役員及び職員又は他の公共機関の職員（以下「職員等」という。）が、競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員等の容疑に関し、別表の 12 から 14 までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第 1 号又は第 2 号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれに定める下限に 1 月（別表の 14 に該当する有資格者にあつては、1.5 月）加算した期間

（資格停止措置等の通知）

- 第 8 条** 理事長は、資格停止措置を行い、資格停止期間を変更し、又は資格停止措置を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式 2、様式 3 又は様式 4 により通知するものとする。
- 2 理事長は、資格停止措置の通知をする場合において、必要に応じ、改善措置の報告を徴するものとする。

（資格停止措置に至らない事由に関する措置）

- 第 9 条** 理事長は、資格停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うことができる。
- 2 警告等を受けた有資格業者が、当該警告等を受けた日から 1 年を経過するまでの間に、警告等を受ける事態を繰り返した場合は、別表に定める資格停止期間の範囲内で資格停止措置を行うことができる。

（資格停止措置等の公表）

- 第 10 条** 資格停止措置を行ったときは、様式 5（競争参加資格停止業者一覧）により、当該有資格業者の名称等を協会ホームページ上に公表するものとする。
- 2 第 8 条第 1 項の規定により資格停止措置期間を変更したときは、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更するものとする。
- 3 第 8 条第 1 項の規定により資格停止措置を解除したときは、第 1 項の公表を取りやめるものとする。

（資格停止措置に係る事務）

- 第 11 条** 資格停止措置に係る事務は、本部の総務部経理グループが行う。

附則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

別表 資格停止措置基準

資格停止措置要件	資格停止期間	
	下限	上限
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 協会の契約業務に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1月	当該認定をした日から 12月
<p>(過失による粗雑業務)</p> <p>2 協会との契約業務の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（欠陥等が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	当該認定をした日から 1月	当該認定をした日から 12月
<p>(契約違反)</p> <p>3 2に掲げる場合のほか、協会との契約業務の履行に当たり、契約に違反（履行遅延、契約不履行及び契約条項等違反）し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1月	当該認定をした日から 12月
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 協会との契約業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1月	当該認定をした日から 12月
<p>(安全管理措置の不適切により生じた契約業務関係者事故)</p> <p>5 協会との契約業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1月	当該認定をした日から 12月
<p>(贈賄)</p> <p>6 次のイ、ロ又はハに掲げる者が協会の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認め</p>	逮捕又は公訴を知った日から 4月	逮捕又は公訴を知った日から 12月

るべき肩書きを付した役員を含む。)をいう。以下同じ。)		
ロ 一般役員等 (有資格業者の役員 (執行役員を含む。) 又はその支店若しくは営業所 (契約を締結する事務所を いう。) を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。 以下同じ。)	3月	9月
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの (以下 「使用人」という。)	2月	6月
7 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対 して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない で公訴を提起されたとき。	逮捕又は公 訴を知った 日から	逮捕又は公 訴を知った 日から
イ 代表役員等	3月	12月
ロ 一般役員等	2月	6月
ハ 使用人	1月	3月
(独占禁止法違反行為)		
8 契約業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に 違反し、契約の相手方として不相当であると認められると き (9から11までに掲げる場合を除く。)	当該認定を した日から 2月	当該認定を した日から 12月
9 協会が締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8 条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認 められるとき (10及び11に掲げる場合を除く。)	当該認定を した日から 3月	当該認定を した日から 12月
10 協会又は他の公共機関が締結した契約に関し、代表役員 等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号 に違反し、刑事告発を受け、又は逮捕されたとき (11に掲 げる場合を除く。)	刑事告発又 は逮捕を知 った日から 1月	刑事告発又 は逮捕を知 った日から 12月
11 協会が締結した契約に関し、代表役員等、一般役員等又 は使用人が独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、 刑事告発を受け、又は逮捕されたとき (1994年4月15日 マラケシュで作成された政府調達に関する協定 (以下「協 定」という。) 及び2012年3月30日ジュネーブで作成さ れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改 正された協定 (以下「改正協定」という。) の適用を受け	刑事告発又 は逮捕を知 った日から 6月	刑事告発又 は逮捕を知 った日から 36月

<p>るものが含まれる場合に限る。)</p>		
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>		
<p>12 協会又は他の公共機関が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(14に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から1月</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12月</p>
<p>13 協会又は他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(14に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3月</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12月</p>
<p>14 協会が締結した契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(協定及び改正協定の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から6月</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から36月</p>
<p>(不誠実な行為)</p>		
<p>15 1から14までに掲げる場合のほか、業務に関し不誠実な行為をし、協会の業務運営に多大な影響を及ぼした場合、又は及ぼす恐れがある場合で、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月</p>	<p>当該認定をした日から36月</p>
<p>(不正な行為)</p>		
<p>16 1から15までに掲げる場合のほか、業務に関し不正な行為をし、協会の業務運営に多大な影響を及ぼした場合、又は及ぼす恐れがある場合で、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月</p>	<p>当該認定をした日から36月</p>
<p>17 1から16までに掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月</p>	<p>当該認定をした日から12月</p>